



2020年2月25日

各位

上場会社名 興 研 株 式 会 社  
代表者 代表取締役社長 村川 勉  
(コード番号 7963 JASDAQ)  
問合せ先 常務取締役管理本部担当 井端 秀明  
(TEL 03-5276-1911)

株式給付信託（BBTおよびJ-ESOP）への追加拠出に伴う  
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2020年3月11日(水)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 5,900 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 2,601 円
(4) 処 分 総 額	15,345,900 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2016年3月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、「株式給付信託（BBT）」（以下「BBT制度」といい、BBT制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「BBT信託」といいます。）を導入しております（BBT制度の概要につきましては、2016年2月25日付「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」および2016年5月11日付「株式給付信託（BBT）導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

また、当社は、2016年2月25日開催および2016年5月11日開催の取締役会の決議に基づき、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「J-ESOP制度」といい、J-ESOP制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「J-ESOP信託」といいます。）を導入しております（J-ESOP制度の概要につきましては、2016年2月25日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」および2016年5月11日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、BBT制度およびJ-ESOP制度（以下、併せて「本制度」といいます。）の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式をBBT信託およびJ-ESOP信託が取得するため、BBT信託、J-ESOP信託それぞれに対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）を行うこと、および本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため資産管理サービス信託銀行株式会社（BBT信託およびJ-ESOP信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）にそれぞれ設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中（1事業年度分）に当社の役員等に給付するために必要と見込まれる株式数に相当するもの（1,400株）および「株式給付規程」に基づき当社の従業員に給付するために必要と見込まれる株式数に相当するもの（4,500株）の合計株数（5,900株）であり、2019年12月31日現在の発行済株式総数5,104,003株に対し0.12%（2019年12月31日現在の総議決権個数50,434個に対する割合0.12%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

※BBT信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2020年3月11日（水）  
追加信託金額 3,641,400円  
取得する株式の種類 当社普通株式  
取得株式数 1,400株  
株式の取得日 2020年3月11日（水）  
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

※J-ESOP信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2020年3月11日（水）  
追加信託金額 11,704,500円  
取得する株式の種類 当社普通株式  
取得株式数 4,500株  
株式の取得日 2020年3月11日（水）  
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値2,601円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額2,601円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均2,633円（円未満切捨）に対して98.78%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均1,863円（円未満切捨）に対して139.61%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均1,579円（円未満切捨）に対して164.72%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係わる処分価額は、割当先に特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上